

うるま市水道事業職員及び下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年9月18日

うるま市長 中村 正人

うるま市条例第35号

うるま市水道事業職員及び下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

うるま市水道事業職員及び下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年うるま市条例第156号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「正規の勤務時間」を「うるま市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年うるま市条例第29号。以下「勤務時間条例」という。）第8条に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）」に改め、同条第3項中「勤勉手当」の次に「、地域手当、寒冷地手当」を加える。

第4条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第5条中「家賃」を「月額16,000円を超える家賃」に改める。

第6条を次のように改める。

（通勤手当）

第6条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- （1） 通勤（職員が通勤のため、当該職員の住居と在勤庁との間を往復することをいう。以下この条において同じ。）のため交通機関又は有料道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離（職員の住居から在勤庁までに至る経路のうち一般に利用し得る最短の経路の長さによるものとする。以下この条において同

- じ。)が片道２キロメートル未満であるもの及び第３号に掲げる職員を除く。)
- (２) 通勤のため自動車その他の交通の用具(規程で定めるもの(以下「自動車等」という。))を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)
- (３) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるものを除く。)
- (４) 第２号又は前号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が規程で定める要件を満たすものに限る。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(規程で定める職員を除く。)

第９条を次のように改める。

(休日勤務手当)

第９条 休日勤務手当は、勤務時間条例第９条に規定する休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して当該勤務した時間について支給する。

第１１条中「職員のうち」の次に「規程で指定するものについて、」を加える。

第１２条中「在職する職員及び基準日前１月以内に退職、又は死亡した職員に支給する」を「それぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前１月以内に退職し、又は死亡した職員についても、同様とする」に改める。

第１３条中「６月１日及び１２月１日(以下これらの日を「基準日」という。)」を「基準日」に改める。

第２１条を第２３条とし、第２０条を第２２条とし、第１９条を第２１条とする。

第１８条中「(以下「育児休業職員」という。)」を削り、同条を第２０条とする。

第 1 7 条を第 1 9 条とし、第 1 6 条を第 1 8 条とし、第 1 5 条を第 1 7 条とする。

第 1 4 条第 2 項中「第 8 条、第 9 条第 2 項及び第 1 0 条の勤務」を「第 8 条から第 1 0 条までに規定する勤務」に改め、同条を第 1 6 条とする。

第 1 3 条の次に次の 2 条を加える。

(地域手当)

第 1 4 条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して規程で定める地域に在勤する職員に対して支給する。

(寒冷地手当)

第 1 5 条 寒冷地手当は、毎年 1 1 月から翌年 3 月までの各月の初日において国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和 2 4 年法律第 2 0 0 号）別表に掲げる地域に在勤する職員に対して支給する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第 6 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

(通勤手当の内払)

- 2 改正後のうるま市水道事業職員及び下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定を適用する場合においては、この条例の規定による改正前のうるま市水道事業職員及び下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例第 6 条の規定に基づいて支給された通勤手当は、改正後の給与条例の規定による通勤手当の内払とみなす。

(うるま市職員の定年年齢の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

- 3 うるま市職員の定年年齢の引上げに伴う関係条例の整備に関する条例（令和 4 年うるま市条例第 5 0 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 4 条中「第 2 0 条」を「第 2 2 条」に改める。